

令和4年度
国土強靱化に資する税制改正事項の概要

令和3年12月
内閣官房 国土強靱化推進室

国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正事項は以下のとおり。

1. 直接死を最大限防ぐ。

【新設】

①貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置の創設 (固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税と都市計画税について、指定後3年間、課税標準を $2/3$ ～ $5/6$ の範囲内で市町村の条例で定める割合とする特例措置(3年間)を創設する。

(国土交通省)

【延長】

②既存住宅の耐震改修に係る特例措置の延長(所得税・固定資産税)

昭和56年5月31日以前に建築された家屋について一定の耐震改修工事を行った場合、標準的な工事費用相当額(上限250万円)の10%等を工事年分の所得税額から控除する特例措置を2年間延長する。また、昭和57年1月1日以前から所存する住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税額を $1/2$ 減額する特例措置を2年間延長する。(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修については、翌年度から2年間の固定資産税額を $1/2$ 減額する特例措置を2年間延長する。)

(国土交通省・内閣府)

【延長】

③高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税・固定資産税)

高規格堤防整備事業により家屋の移転の対象となった者に対し、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合の不動産取得税について、課税標準から従前家屋の価格を控除する特例措置について、2年間延長する。また、高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については $2/3$ 、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については $1/3$ を、新築後5年間減額する特例措置について、2年間延長する。

(国土交通省)

2. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

【見直し・延長】

① 5G設備の導入を促進する特例措置の見直し・延長

(法人税・所得税・固定資産税)

5G設備を取得した場合の税額控除又は特別償却の特例措置を、対象となる設備やインセンティブ等の見直しを行った上で、3年間延長する。また、ローカル5G用設備を取得した場合の固定資産税について、取得後3年間、課税標準を1/2にする特例措置を、所要の見直しを行った上で、2年間延長する。

(経済産業省・総務省)

3. 経済活動を機能不全に陥らせない。

【拡充・延長】

① 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長

(所得税・法人税等)

企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等の拡充を行う。

(内閣府)

【延長】

② 鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長 (固定資産税)

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置 (課税標準5年間2/3) について、1年間延長する。

(国土交通省・内閣府)

4. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。

【拡充・延長】

①防災上重要な道路の無電柱化のために新設した地下ケーブル等に係る特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等において無電柱化を行う際に新たに取得した電線類に係る固定資産税の特例措置について、対象事業者に配電事業者を加える拡充を行った上で、3年間延長する。

- ・道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止又は制限している道路の区域
：課税標準4年間1／2に軽減
- ・上記以外の緊急輸送道路：課税標準4年間3／4に軽減
(国土交通省・内閣府・総務省・経済産業省)

【延長】

②再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、一定割合に軽減する措置を2年間延長する。

(経済産業省・農林水産省・環境省)

「生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設」は、引き続き検討する。
(内閣府・経済産業省・国土交通省)